

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 7年 7月 4日
住所 京都府京都市中京区室町通錦小路上山伏山町550番1 明倫ビル5階 株式会社大林組京都支店内	氏名 J R向日町駅周辺地区市街地再開発組合 理事長 春名 幸一

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築			
工事着工予定年月日	2025年 8月 1日			
工事完了予定年月日	2028年 7月 31日			
特定建築物 の概要	名 称	(仮称) J R向日町周辺地区第一種市街地再開発事業 施設建築物		
	所 在 地	京都府向日市森本町野田の一部及び寺戸町久々相の一部		
	構 造	鉄筋コンクリート造, 一部鉄骨造	階 数	地上 38 階地下 0 階
	敷 地 面 積	4,867.49 平方メートル	高 さ	128.181 メートル
	建 築 面 積	3,163.33 平方メートル	床面積の合計 (増築部分の床面積)	48,816.11 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	42,014.26 平方メートル	
		ホ テ ル 等	平方メートル	
		病 院 等	1,766.53 平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	2,598.93 平方メートル	
		事 務 所 等	2,146.07 平方メートル	
		学 校 等	125.25 平方メートル	
		飲 食 店 等	165.07 平方メートル	
集 会 所 等		平方メートル		
	工 場 等	平方メートル		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性能に関する評価結果	サステナビリティランキング Aランク BEE = 1.5			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	0立方メートル 0立方メートル 0立方メートル 0立方メートル 0立方メートル
	使用する用途	内装制限がかかるため木材使用なしにて協議済み	
	府内産木材等の使用基準量	0立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	0立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	0平方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概 要	
■ 外壁、屋根又は床の断熱		屋根：硬質ウレタンフォーム断熱材 t=50 外壁：吹付硬質ウレタンフォーム t=25 床：押出法ポリスチレンフォーム t=50(共用部と住戸が接する箇所のみ) /	
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽		住戸に Low-E 複層ガラス採用	
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入		住戸・共用部にLED照明の採用	
■ 環境への負荷が少ない材料の利用		磁器質タイル、塩ビシート、断熱材の採用	
■ 節水型設備の設置		大便器 5L の節水型トイレを採用	
■ 雨水、雑排水等の利用		雨水貯水槽の整備，透水性舗装の採用	
■ 耐用年数が長い材料及び設備の利用		耐用年数の長いダクト・配管材を採用	
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		トイレの壁・床に防汚性の高い仕上材を採用	
■ 電気自動車等の充電設備の導入		機械式立体駐車場に電気自動車充電パレットを設置	
■ ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用		ODP=0 の冷媒を使用、ODP=0 かつ GWP10 以下の発泡剤を用いた断熱材を使用	
■ 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置		メールコーナーに宅配ボックスを設置	
■ 緑化の実施		外構を適切に緑化	
■ その他		エネファームを各住戸に設置	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次の書類を添付してください。

- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
- (2) CASBEE で高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
- (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
再エネ設備の 導 入	①太陽光	478,786.56 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	478,786.56 メガジュール
	導入すべき再エネ設備の基準値	450,000.00 メガジュール
効率的利用 設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は 自立的に利用するための設備	概 要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

- (1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容
- (2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠